

美しい風景、おいしい水、住みよい町

東川町で営業する店舗の リフォームを支援します



問い合わせ先

東川町 産業振興課商工観光振興室

TEL0166-82-2111 (内線 135)

◎東川町店舗等リフォーム促進支援事業補助金

	店舗のリフォームを支援 (店舗の増築、改築及び改修)
対象	町内の企業等が店舗等接客及び販売並びに事業を行う町内の建物を増築、改築・改修
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・開業後5年を経過している店舗 ・リフォームに要する費用が100千円以上のもの ・町内建設業者が施工するもの、機械設備又は特殊と判断されるものに関しては例外 ・東川町商工会の会員であること。
支援内容	店舗等のリフォームに要する費用 2/3以内 (限度額 1,000千円)
必要書類	<input type="checkbox"/> 認定申請書 (様式第1号) <input type="checkbox"/> 経営計画書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 補助事業計画書 (様式第3号) <input type="checkbox"/> 工事見積書、又は設置に等に要する経費の内訳が確認できる資料の写し <input type="checkbox"/> 工事箇所の図面、又は写真 <input type="checkbox"/> 東川町商工会の推薦書 <input type="checkbox"/> 申請内容及び納税状況の調査に関する同意書 (様式第6号) ※ <input type="checkbox"/> 店舗等の所有権が共有の場合、共有者全員の同意書 (様式第4号) ※ <input type="checkbox"/> 店舗の所有者が申請者と異なる場合、所有者の同意書 (様式第5号)

◎対象となるリフォーム

増築	既存の店舗等の存しない箇所に、新たに店舗等を建築する工事
改築	既存の店舗等の一部を取り壊し、当該箇所に店舗等を改めて建築する工事
改修	1 店舗等の耐久性を高める工事 例：屋根、壁、の張替えや塗装工事等
	2 店舗等の安全性又は防災上必要な工事 例：防火性能を高める工事、段差解消、スロープの設置工事等
	3 店舗等の機能の向上を図るための工事又は衛生上必要な工事 例：畳の張替え、厨房改修、環境負担低減に資する工事等